

令和7年度 AI を活用した英語授業支援プログラム業務委託仕様書

○委託業務名称

令和7年度 AI を活用した英語授業支援プログラム業務委託

○業務委託期間

契約締結時から令和8年3月31日まで

○事業の概要・目的

大分県教育委員会は、グローバル化、さらに AI が急速に進化している社会を生きる中学生と高校生を対象として、AI の効果的な活用により、生徒の英語発信力等、生徒の総合的な英語力の伸長を図るとともに、生徒の英語レベルと身につけさせたい力に応じた学びの実現に取り組み、個別最適な学びの推進を図る。適切で具体的な CEFR に基づく生徒の英語力の把握等の評価の改善、英語の練習量・使用量の増加、英語学習への動機付けの強化など、AI を効果的に活用し、授業支援に資することを目的とする。

○年間スケジュール

(1) AI を活用した英語授業支援業務

対象：県立高等学校 (2校) 約500人

公立中学校 (2校) 約300人

内容：AI を活用した英語発信力の育成を図るプログラム

AI を活用した生徒の実態に応じた個別最適な学びのプログラム

(2) AI を活用した英語授業支援分析業務

内容：実施校及び県教育委員会への提供

実施校へ取組のフィードバック

県内への取組の普及

(3) AI を活用した英語授業支援サポート業務

内容：実施校への運営サポート

実施校へのアンケート実施および分析(英語力、英語学習の意識等)

○業務内容

(1) AI を活用した英語授業支援業務

(2) AI を活用した英語授業支援分析業務

(3) AI を活用した英語授業支援サポート業務

○成果物等

・各企画の実施計画書(詳細版)：委託者と協議を行い、企画実施前に提出すること。

・英語授業支援分析書：下記項目を盛り込んだ報告書(紙及びデータ)を作成し、実施3か月後、6か月後を目途に、県教育委員会、各中学校及び各高等学校に提出すること。

(項目)学習進捗分析(学校別：英語力の推移、学習履歴等)

○その他

- ・上記業務内容は契約締結時点のものであり、業務を実施していくに当たり詳細については、委託者との協議により随時、決定していく。
- ・上記のほか各業務に関して他の手法や更に必要な業務等がある場合は、幅広く提案・実施すること。
- ・業務に当たっては、著作権、肖像権等に配慮するとともに、個人情報保護について関係法令等を遵守すること。
- ・本仕様書に記載のない事項及び解釈については、委託者と受託者が協議のうえ、定めるものとする。

(1) AI を活用した英語授業支援業務

- ・中学生、高校生を対象とした AI を活用した英語発信力の育成を図るプログラムを提供する。
- ・中学生、高校生を対象とした AI を活用した生徒の実態に応じた個別最適な学びのプログラムを提供する。
- ・生徒が使用できる期間については、契約締結後速やかに開始することとする。
- ・各学校の手続き等は受託者が直接各学校と行う。
- ・必要に応じ、手続き方法等の実施校への事前説明会を設定する。
- ・活用する AI については以下の通りとする。
 - －実践的なコミュニケーションの場面に応じた AI とやり取りできるプログラムがあること。
 - －学習者が自分のレベルに応じた学習に取り組むプログラムができること。
 - －学習者が授業内だけでなく、家庭学習でも活用できるプログラムがあること。
 - －それぞれの学習プログラムにフィードバックがあり、学習者が利用できること。
 - －学習者が、学習した内容を繰り返し復習することができること。
 - －授業者が、授業での活用を通し、言語活動の充実につながるプログラムがあること。
 - －学習の評価が CEFR に基づいて行われること。
 - －問題のレベルは、CEFR に応じた幅広い設定があること。
 - －具体的なコミュニケーション場面の目的・場面が設定された多岐にわたる実践的な問題が複数用意されていること。
 - －様々な観点から生徒の英語力を評価できること。
 - －話すことと結びついて、他の技能を伸ばすプログラムがあること。
 - －学習者が自分の学習の到達を CEFR に基づいて確認できること。
 - －原則、学習者はタブレット端末を利用できること。

(2) AI を活用した英語授業支援分析業務

- ・活用状況の結果を実施校及び県教育委員会へ提供すること。
- ・委託者の求めに応じて打ち合わせ等を行い、必要な調整、指導や助言を行うこと。
- ・分析する内容は以下の通りとする。
 - －CEFR に基づいた生徒の英語力の推移、学習履歴
- ・実施校への授業での活用、生徒の学習状況等を分析し、フィードバックすること。
- ・県内への普及に係る資料の作成及び分析は本委託業務の内容に含むこと。
- ・県内への普及に係る運営、資料作成等については、委託者と協議のうえ行うこと。

(3) AIを活用した英語授業支援サポート業務

- ・実施校への運営等に係る支援を必要に応じて行うこと。
- ・研修会に係る資料の作成内容については、委託者と協議のうえ作成を行うこと。

○その他

(1) 実施体制

管理責任者の配置

- ・本業務の実施にあたり、管理責任者を1名配置し、委託者とのミーティング等に参加させること(オンラインも可)。
- ・電話、メール等にて迅速かつ確実な連絡体制を構築すること。

(2) 業務の完了報告

- ・業務完了後、令和8年3月31日までに、委託者へ業務完了報告書及び上記の成果物を提出すること。

(3) 個人情報の取り扱い

- ・別紙のとおり。

○その他の条件

- (1) 契約締結後、本業務の実施計画を明確かつ詳細に作成・提示すること。

- (2) 企画提案等の内容について、県と委託候補者との協議により、調整を行ったのち、契約を締結すること。

- (3) 成果物等は著作権及び個人情報の管理に配慮したものとする。